

令和8年度南部町各種検定受験料補助金交付要綱

令和8年8月10日

学務要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童生徒の学習意欲の向上及び主体的に学びに向かう態度の育成を図るとともに、各種検定への挑戦を支援し、併せて保護者の経済的負担の軽減を図るため、検定受験料に対する補助金の交付について、南部町補助金等の交付に関する規則（平成18年南部町規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「対象検定」とは、児童生徒の学習意欲の向上及び学力の伸長を図ることを目的として実施される次に掲げる検定をいう。

- (1) 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定
- (2) 公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定
- (3) 公益財団法人日本数学検定協会が実施する実用数学技能検定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が児童生徒の学習意欲の向上及び学力の伸長に資すると認める検定

2 この要綱において「児童生徒」とは、小学校又は中学校に就学する者であって、受験日において南部町内に住所を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、対象検定を受験した児童生徒の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他当該児童生徒を現に養育している者をいう。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、当該年度内に児童生徒が受験した対象検定の受験料とする。

2 前項に規定する受験料には、教材費、交通費その他受験に要する費用を含まない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一の対象検定について、児童生徒1人につき1年度当たり1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、南部町各種検定受験料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、対象検定を受験したこと及び受験料を支払ったことを確認できる書類その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の確認書類について、やむを得ない理由により提出できない場合は、教育委員会が認める書類その他の方法により、対象検定の受験及び受験料の支払いを確認するものとする。
- 3 第1項の規定による申請は、規則第4条に規定する補助金等交付申請に代えるものとする。
- 4 この補助金については、その性質上、規則第4条第1号に規定する事業計画書及び同条第2号に規定する収支予算書の提出を要しないものとする。
- 5 補助金の交付申請は、対象検定を受験した日の属する年度の翌年度の4月30日までに行わなければならない。

(交付決定)

第7条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 教育長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、南部町各種検定受験料補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び額の確定の特例)

第8条 この補助金については、交付申請時に補助対象経費及び補助金の額を確認することができるため、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出は要しないものとし、第6条第1項に規定する交付申請書兼請求書及び添付書類により、補助事業の実績及び補助対象経費を確認するものとする。

- 2 この補助金については、規則第14条に規定する補助金等の額の確定は、第7条の規定による交付決定をもって代えるものとする。

(補助金の交付)

第9条 教育長は、第7条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

- 2 この補助金については、規則第16条に規定する補助金等請求書は、第6条第1項に規定する交付申請書兼請求書をもってこれに代えるものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 教育長は、補助金の交付を受けた者が、偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるとき、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 教育長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

様式第1号（第6条関係）

南部町各種検定受験料補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

南部町教育委員会教育長 様

私は、南部町各種検定受験料補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請するとともに、交付決定された場合は、その交付を請求します。

1 申請者（保護者）及び対象児童生徒

申請者（保護者）氏名		対象児童生徒氏名	
学 校 名 ・ 学 年	南部町立 学校（第 学年）		
申 請 者 住 所	〒 南部町大字		

2 受験した検定

検 定 名	☐ 実用英語技能検定 ☐ 日本漢字能力検定 ☐ 実用数学技能検定 ☐ その他（ ）		
級 ・ 種 別			
受 験 日	年 月 日		
受 験 料	円		

3 交付申請額（請求額）

受 験 料	円
補 助 金 額	円（受験料の2分の1の額、100円未満切り捨て）

4 振込先

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人（カナ）
		普通		

【誓約欄】

上記申請内容について相違ありません。また、本補助金の交付に必要な範囲で、教育委員会が関係機関等へ確認することに同意します。

申請者氏名（署名） _____

【添付書類確認欄】

- ☐ 受験したことを確認できる書類 ☐ 受験料を支払ったことを確認できる書類
☐ 振込先口座を確認できる書類（通帳の写し等）

様式第2号（第7条関係）

南部町各種検定受験料補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

南部町教育委員会教育長

年 月 日付けで申請のあった南部町各種検定受験料補助金について、南部町各種検定受験料補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり決定したので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 申請者（保護者）

住所 〒

南部町大字

氏名

2 対象児童生徒

氏名

学校名・学年

南部町立

学校（第 学年）

3 対象検定

検定名

☐ 実用英語技能検定

☐ 日本漢字能力検定

☐ 実用数学技能検定

☐ その他（ ）

級・種別

受験日

年 月 日

4 決定内容

☐ 交付する

交付決定額

円

☐ 交付しない

（不交付理由）

【教示】

この決定について不服がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、南部町教育委員会に対して審査請求をすることができます。なお、処分の取消しの訴えは、原則として、審査請求に係る裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起できます。